

令和 6 年 第 8 回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和 6 年 8 月 21 日（水） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 45 分
場 所 — 高層館 12 階 選挙管理委員会
出席者 — （委 員）中井委員長、星原委員長代理、山口委員
（事務局）小須田事務局長、新家事務局次長、花岡主幹、赤田係長、清瀬
係長、菊川副主査、水野事務職員

（中井委員長）

第 8 回選挙管理委員会をただいまより開催いたします。

本日は松井委員が所用で欠席でございます。本人から連絡をいただきました。

今日の案件は 2 つありまして、案件 1 は、指定都市選挙管理委員会連合会ブロック別検討会議についての報告を、案件 2 は、その他ということです。

それでは、案件 1 についてのご報告をよろしくお願いします。

（菊川副主査）

はい。

それでは、案件 1 のブロック会議について報告します。

1 ページ目が会議の次第となっております。7 月 26 日に静岡市にて開催され、事務局からは菊川と水野で出席いたしました。

それでは、次第の 4 番の議題について報告します。

3 ページからとなります。議題 1 のデザインに趣向を凝らした投票済証の発行についてという内容で、京都市から議題提出がありました。

提案理由について説明します。投票者へのインセンティブの付与についての総務省の見解は「物品等によって有権者を投票所に誘導することは、啓発方法として推奨できない」というものであり、デザインに趣向を凝らした投票済証の発行については総務省の見解に該当すると考えるため、市選管主導で実施することに消極的であったが、当該投票済証を発行すべきとの請願が出される動きがあり、各市の状況や考えを確認するものとなっております。

8 ページに本市の回答が記載されております。本市では、市選管主導で投票済証を発行しており、投票済証は「各種選挙の投票後にその証明として選挙管理委員会から交付する証明書」であることから、以前から交付しており、令和 3 年度の衆院選から、デザインに趣向を凝らした投票済証の発行を行っております。総務省の見解にある「物品等」については、「有権者を投票所に誘導するために、配布する物品等」を指していると考え、投票したことの証明として交付する投票済証については、デザイン性の有無に関わらず、総務省の見解にある「物品等」にあたらないと回答しております。

続いて、11 ページの議題 2 をご覧ください。投票所入場券に施している視覚障害者への配慮についてという内容で、本市が議題提出をしました。

提案理由について説明します。本市では、視覚に障害のある選挙人に対して、点字シールを貼り付けた投票所入場券を送付していますが、本市の視覚障害者協会より、障害特性に応じた音声版、拡大文字版等での情報提供を要望されたことを受け、投票所入場券の送付日程に影響が小さく、かつ低予算で効果的な提供方法を考えており、各市の状況を確認するものとなっております。

各市の回答は 13 ページから 24 ページに記載されております。

いくつか簡単に説明いたします。21 ページの神戸市の回答をご覧ください。問 2 の回答に記載があるように、神戸市では入場券の封筒に音声コードを印字しております。音声コードとは、印字されたバーコードをカメラで読み取ると、自動で内容について読み上げをしてくれる機能のことです。このように、神戸市では音声コードによる配慮を行っております。

また、本市同様、点字シールを貼り付ける方法で配慮を行っている市が多くありました。引き続き、本市においても効果的な方法の検討を進めたいと考えております。

続いて、25 ページの議題 3 をご覧ください。不在者投票のオンライン申請についてという内容で、名古屋市から議題提出がありました。

提案理由について説明します。名古屋市では、次回の選挙から、名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票の投票用紙等の請求について、オンライン申請を導入予定で、すでにオンライン申請を導入している市の状況や課題について確認するものとなっております。

各市の回答は 27 ページから 38 ページに記載されております。

名古屋市以外の参加市については、全市不在者投票のオンライン申請を実施しております。不在者投票の申請については、従来、郵便によって名簿登録地の選挙管理委員会宛に申請書を送付するものとされておりましたが、本市では令和 3 年の衆議院選からオンラインによる申請もできることとなっております。オンライン申請では、郵便による申請と比べて手続きが早いことや郵便代がかからないことなどのメリットがあります。

一方、オンライン申請では現物の申請書が存在しないため、投票用紙などの発送漏れが起きないように、注意しなければならぬ点もあります。本市においても、発送漏れが起きないように、処理の状況の確認やダブルチェックを徹底しております。

続いて、39 ページの議題 4 をご覧ください。公共施設以外における期日前投票所の運用例について、という内容で静岡市から議題提出がありました。

提案理由について説明します。静岡市では、若年層の投票率の低さへの問題意識から、学識経験者、メディア、民間事業者などで構成する研究会を立ち上げ、投票率向上施策の検討を行う中で、大型商業施設での期日前投票所開設に向けて準備を進めているところです。これまで大型商業施設での期日前投票所の開設例がないことから、より周到的な準備が必要と考えており、すでに大型商業施設で期日前投票所を開設されている各市の状況や課題を確

認するものとなっております。

各市の回答は 41 ページから 52 ページに記載されております。

こちらの議題については、大型商業施設での期日前投票所開設事例のない本市にとっても、興味深い内容となっております。

いくつかの市の事例を説明します。41 ページをご覧ください。浜松市では、市内のイオンモールで期日前投票所を開設しております。問 5 の開設に当たり苦勞している部分の回答では、突発的な選挙の場合の施設内の場所の確保や日程調整に苦慮している点を挙げております。42 ページの問 6 をご覧ください。こちらは選挙人からの苦情についての回答となります。浜松市では、利便性の高さから多くの選挙人が利用するため、会場の規模によって、事務処理が追い付かず、投票するまでの待機時間が長くなり、苦情を受けたことがあります。

全体を通して、混雑時の対応、限られた人材の中での事務従事者の確保、急な選挙時に対応が難しいことなどが課題として多い印象を受けました。今後、本市において大型商業施設での期日前投票所開設を検討する際に、このような課題についての解決策を考える必要があります。

続いて、53 ページの議題 5 をご覧ください。主権者教育における中高生対象事業について、という内容で静岡市から議題提出がありました。

提案理由について説明します。静岡市では、議題 4 と同様、投票率向上策を検討する研究会において、各年齢層に向けての事業を行っているところですが、中学生及び高校生向けの事業を行うにあたり、学校のカリキュラムとの調整などに苦慮しているところであり、各市において、中学生、高校生に対し実施している啓発事業について確認するものとなっております。

各市の回答は 54 ページから 60 ページに記載されております。

59 ページに本市の回答が記載されております。本市では、今年度からの新たな取組として、市立中学校と市内の高校に対して、出前講座の紹介や、希望に応じた出前講座実施の案内等の内容で、各学校に意向確認の文書を送付しております。しかし、学校側のカリキュラム等の都合なのか、これまでに出席講義の実績のある学校など、いくつかの学校からの回答に留まっているのが現状です。

会議の中では、全体的に出前授業や模擬投票の実施に力を入れているが、学校側のカリキュラムの都合により依頼件数が少ないことなどが課題と感じているとの印象を受けました。今後も他市の状況を参考にしながら、引き続き取り組んでいきたいと考えております。案件 1 のブロック会議の報告については以上となります。

(中井委員長)

ありがとうございます。

今、報告をいただきましたが、皆さんの方でご質問ありましたらお願いします。

(山口委員)

商業施設の期日前投票所というのは、区ごとで実施しなければならないのですか。

(新家事務局次長)

そうです。

(中井委員長)

商業施設で期日前投票所を設置したら、お買い物のついでに投票しようかなと思うし、店もマイナスにはならないですよ。その場所を提供してもらえるかどうかですよ。

期日前投票所を設置するとしたら、どれくらいのフロアが必要ですか。

(新家事務局長)

選挙の種類によります。例えば、1票の選挙であればこちらの委員室と事務室含めた広さで問題ないと思いますが、2票以上の選挙になると、こちらの委員室から向こうの事務局長室までの広さは最低でも必要です。

(中井委員長)

かなり広いスペースが必要ですね。

(新家事務局次長)

はい。

スペースがない所であれば、パーテーションを置くなど、いろいろ工夫しなければならないです。

(中井委員長)

そのような条件を満たしてくれるところがあるかどうかですね。

(星原委員長代理)

大型商業施設では、有料ですが広い会議室がありますよね。

(新家事務局次長)

広い会議室が借りられるか、そして、システムを繋げられるかなど、いくつかの大型商業施設を下見させていただいて、衆議院選挙は難しいですが、次の参議院選挙もしくは統一地方選挙からの実施を検討しております。

(山口委員)

ロビーのようなオープンな場所で実施することは問題ないのですか。他の人から見えるような場所で。

(新家事務局次長)

よく言われているのは、2階以上になると、上から誰が書いているかが見えるという問題です。

だから、どこを借りることができるか、上の吹き抜けがあるか、なども含めて考えていかないといけないです。

(中井委員長)

でも、それは具体的に商業施設の方にあたってもらって、可能性を探ってもらった方がよいですね。費用のこともあると思いますが。

(新家事務局次長)

どれぐらいの費用がかかるのか見当がつかないです。

南区で実施したビッグ・アイはあまり費用がかからなかったですけども、商業施設であればどれくらいかかるかはわかりません。

(星原委員長代理)

商業施設で実施しているところは、期間中ずっとやっているのですか。

(新家事務局次長)

土日だけというところや最後の週だけというところ、一通りずっと実施しているところなど様々で、区の事情によると思います。

(星原委員長代理)

商業施設の中に、イベントができるようなスペースがあっても、セールや携帯電話の勧誘などを頻繁に行っており、ほとんど空いていないです。

たまに1週間ほど空いていることはあり、前もって分かる選挙であればよいですが、突発的になってきたら対応できないですね。

商業施設でできるところが各区であればよいですが、区役所と距離が近いところもありますね。

(山口委員)

投票所をオープンにしていたら、直接投票していなくても子ども達が見ることができて、

身近に感じられるのかなと思います。

(星原委員長代理)

記載台の上に屋根のようなものをつければよいのではないのでしょうか。

(新家事務局次長)

そうですね。見えないようにしておかなければなりません。

(星原委員長代理)

はい。

期日前投票所になり得る場所が各区に平等にあればよいですが、中区や東区は少ないですよね。

(中井委員長)

何ヵ所なければいけないなどということはないですが、可能性のあるところは探ってもらって、前向きに検討してください。それだけ値打ちがあると思います。

あと、堺市の方から視覚障害者への配慮について各市へ要請して回答をもらっています。事務局として回答をいただいて参考になったものはありますか。

(水野事務職員)

神戸市で音声コードを印刷しているということで、神戸市に音声コードでどのようなものを読み上げているかということを知りましたので、本市でも同じような方法を検討できたらと思っています。

(中井委員長)

それはスマートフォンで家族の人が読み取るのですね。

(水野事務職員)

そうですね。もしくは本人でもスマートフォンを利用できるのであれば読み取れます。

(中井委員長)

わかりました。

他市で先進的な取組をしているところがあったら実情調査をされて、よいもので費用が特段かからないものであれば採用してください。大きな予算を組む必要があるなら別ですが、そうでなければ積極的に取り入れていく姿勢でお願いしたいと思います。特に障害者の人達に対する配慮という面では、それがよい街づくりに繋がってきます。

(星原委員長代理)

京都市の議題である投票済証の発行について、総務省の見解は「物品等によって有権者を投票所に誘導することは、啓発方法として推奨できない」とありますが、投票済証は投票をした人に渡すものですよね。

(新家事務局次長)

選挙管理委員会は投票済証を発行するだけですが、それを使って民間のお店が割引をしていることがあります。

総務省が言っていることは、投票に来たらこのようなものを渡しますよ、という宣伝はよくないということです。

だから、あくまでも自主的に投票しに来た後で投票済証を渡すことは構わないですが、投票に来たらこのようなものがもらえるという宣伝をするのはよくないということです。

(星原委員長代理)

そういうことですね。

投票済証を持ってきたらコーヒーが半額で飲めますよ、などと店舗がそれぞれでやっていますよね。

(新家事務局次長)

それは全然やっていただいて構わないです。

それを選挙管理委員会が誘導したり、提携したりすることはよくないです。

(星原委員長代理)

そのようなことをやっていますよ、という告知することも選挙管理委員会としてはできず、民間の方が自主的に行うのは構わないということですね。

(中井委員長)

そのようなことを実施しているところがあるのですか。

(星原委員長代理)

東京では多数実施しています。若い人の投票を促すために加盟店舗を募集して、ここへ投票済証を持っていけば割引がありますよ、などとアピールしています。

(山口委員)

大阪でも見かけたことがあります。投票所に近い店が自主的に行っているようです。

(中井委員長)

事務局でそのような情報はつかんでいますか。

(新家事務局次長)

つかんでいないです。ただ、投票済証を利用した割引をしてよいか、という問い合わせはありました。自主的にされることに関しては問題ないとお答えしました。

(中井委員長)

今、言っているようなことで商売繁盛に繋がってもらったら悪いことでもないですし、問い合わせがきたら、法律上違反ではありませんということだけしっかりと伝えてください。

個人の店舗だけというより、例えば商店連合会などが組織的に取り組まれたり、独自にすることは構わないのですね。

(新家事務局次長)

はい。構わないです。

(中井委員長)

それで投票率が上がったら結構ですね。

星原委員長代理がおっしゃった東京都などについては、どのようなシステムを使ってされているのかなどを情報収集しておいた方がよいですね。

(星原委員長代理)

堺でそのようなところがあったのですか。

(山口委員)

大阪でありました。SNSの宣伝で掲載されていました。

(中井委員長)

話題になって注目されるとよいですね。要は投票率が上がってほしいということです。少しでも投票率の向上に繋がるのなら、民間の方で自主的にされるのであれば大いにやってくださいという気持ちです。

他にはないですか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは案件 1 の報告を了として終わりたいと思います。

案件 2 その他案件は何かございますか。

(新家事務局次長)

電子投票の件でご報告です。今回、四条畷市で臨時議会が開かれ、電子投票ができる条例が制定されました。

今年の 12 月 22 日の市長選挙で実施を予定しているという新聞記事が掲載されておりまして、そのことについて調べた内容のものがこの資料でございます。

四条畷市の分は 5 番のところに書かれておりまして、電子投票についての概要が 1 番から書かれています。

電子投票は平成 14 年に導入可能になり、その後いくつかの市町村が条例を制定しましたが、最後のトラブル事例で、岐阜県可児市の市議選で機器が不良になり、実際に投票ができなかった有権者の方がいらっしゃいました。それがもとに選挙無効が訴えられ、結果的には最高裁で選挙無効が確定し、もう一度選挙するという形になりました。

それ以降、これを選挙時に使うという市町村が激減しました。ただ今回、四條畷市が条例を制定して使うという形になったので、それからかなり年月が経ち、機器自体が更新されていると思いますので、状況を見ながら情報収集させていただきます。

ただ、電子投票は市の選挙しかできないので市議会議員もしくは市長選挙しかできない形になっております。統一選と必ず重なりますので、知事と府議が記名投票、市議が電子投票となると、有権者に混乱をきたす恐れがございますので、おそらく堺市では難しいと思っております。

こちらが報告案件でございます。

(山口委員)

国としてそのような動きはありますか。

(新家事務局次長)

制定当初は、本来でしたら国が電子投票を進めて国政選挙でも使いたかったようです。ただ、費用とトラブル、いわゆる可児市のような事例がないとも限らないし、停電になるとすぐ止まってしまう。

そのようなことを踏まえ、国としては電子投票を進めることを止めた経緯があります。だから、機器を最初に購入したところは古くなって更新しようと思っても国からの補助がないので、次から次へと辞めていくというのが昔のパターンでした。

(山口委員)

順番として国からやっていると難しいですね。

(新家事務局次長)

そうですね。

(星原委員長代理)

かなりのコストがかかるでしょう。

(新家事務局次長)

四条畷市の補正予算額は約 3900 万円と書かれています。四条畷市の規模がわからないですが、かなりかかると思います。

(星原委員長代理)

やり直しがきかないですね。

(新家事務局次長)

はい。選挙のときに必ず動くという保証ができません。

(中井委員長)

今、報告を聞きましたが、今年の 12 月の予定で取り組むということで四条畷市の選挙管理委員会が努力されている途中だと思いますが、先進的な取組としてその結果やどういう形でしているのかという調査はしておいてください。

(星原委員長代理)

マスコミもどんどん報道するでしょうね。

(中井委員長)

今はコンピューターの方が万能というような風潮があるように思いますが、我々選挙管理委員会は、ミスは絶対許されないという非常に厳しい立場です。先進的な取組をされているところがあれば、調べて情報だけしっかり持っておいてください。

それ以外の案件はありますか。

(新家事務局次長)

ないです。

(中井委員長)

ないようでございますので、その他案件のところにつきましては、以上で終わらせていただきます。

今日の予定いたしました案件が全て終わりましたので、第 8 回の選挙管理委員会を閉会いたします。